

当該採択は、適正かつ公正な採択手続きを行っていないこと

一、当該採択は、適正かつ公正な環境整備義務の不履行がある

1、文科省「通知」が示す採択環境整備義務

文科省から各都道府県教育委員会教育委員長宛の「平成 25 年度使用教科書の採択について（通知）（事実証明書 6）」（以下「採択について通知」）には、「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適正な手続きにより行われるべきであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようにお願いします。」とある。つまり、教育委員会は、採択において、適正かつ公正な環境を整備する義務を負っている（以下、「採択における環境整備義務」）。

さらには、この採択について通知に添付されている「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）（事実証明書 7）」（以下「宣伝に関する通知」）において、「他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第 2 条 9 項の規定により指定された『不公正な取引方法』により、引き続き、禁止されております。」と採択関係者及び教科書発行者における禁止規定を示している。

2、教育機関（学校）の「採択における公正な環境整備義務」

前記の「採択における公正な環境整備義務」は、第一義的には愛媛県教育委員会が負っている。しかし、愛媛県教育委員会教育長名による各県立学校長宛の「平成 25 年度使用希望教科書について（通知）（事実証明書 8）」（以下「希望教科書について通知」）に、「教科書の使用を希望するに当たっては、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、調査研究を十分行い、適切なものを選定願う」とあるように、教育機関である当該高校も選定に関する採択における公正な環境整備義務を負っている。

3、「日本会議」の「不公正な取引方法」違反

チラシ「歴史教科書編纂事業に皆様のご支援を」（事実証明書 9 「日本会議」の会報『日本の息吹』2010（平成 22）年 12 月 1 日に添付）及び『天皇の教科書 「新編日本史」の狙い（事実証明書 3）』、『週刊金曜日』2012 年 6 月 29 日（事実証明書 4）は、『最新日本史旧版』の発行者である明成社が、「日本会議」の「教科書事業」を担う出版部門であることを示している。つまり『最新日本史旧版』という商品について、「明成社」と「日本会議」は、独占禁止法における共同事業者（「事業者」とは、『有斐閣・法律用語辞典』によると、「事業を行う者の総称」であって、「事業」とは、「一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指す」とある）に該当し、

よって、「日本会議」も、先の「不公正な取引方法」の禁止規定が適用される。

「日本会議」の会報『日本の息吹』2010年（平成22）年10月1日（事実証明書10）及び同年12月1日号の「シリーズ いま、歴史教科書を考える」（事実証明書11）において、明成社の教科書のよさをアピールする方法として他社の教科書の問題点を指摘している。同様のことを一般の商品で行えば、直ちに名誉毀損などの損害賠償を請求される事件となるであろう。つまり、同行為は、事実上の「他社の教科書の中傷・誹謗」であり、先の「不公正な取引」などに抵触する。また、請願書「中学歴史・公民教科書の採択について（実証明書12）」と題する「日本会議福岡北九州支部」による請願行為が示すように、共同事業者である日本会議が、採択活動を行っているが、同行為は、「不公正な取引」などに抵触する。

4、教育機関（当該高校）の「採択における公正な環境整備義務」の不履行

以上のことから、当該高校は、『最新日本史旧版』の共同事業者が、「不公正な取引方法」に抵触する違法行為を行っている理由から、『最新日本史旧版』を選定の対象から除外する責務があった。ところが、当該高校は、この政務を怠っただけでなく、『最新日本史旧版』を選定するという二重の違法行為を行った。

二、「子どもの学習権」の観点を欠落している

1、「子どもの学習権」の保障を第一とする観点から調査研究の必要性がある。

子どもたちが使用する教科書を選定する際には、下記の①～③の理由から、選定の対象となる各教科の全教科書を、「子どもの学習権」の保障を第一とし、各教科の専門性と教育実践経験にもとづき調査研究を行う必要がある。

①「子どもの学習権」

最高裁は、憲法第26条にもとづき、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」（学力テスト最高裁判決1976年5月21日）と判示し、「子どもの学習権」の主体は、あくまでも子どもたちであるとし、その「子どもの学習権」を基本とすることが、「教育を施す者」の責務であることを明らかにしている。

②人権としての「子どもの教育を受ける権利」

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第28条及び第29条に「子どもの教

育についての権利」が謳われている。ご存じのように、日本政府は、1994年この条約を批准しているので、憲法98条（条約・国際法規の遵守）により、学校教育においても、この子どもの権利条約第28条及び第29条の趣旨にもとづく教育が行われる必要がある。

社会権規約委員会一般的意見13号1では、この「子どもの教育についての権利」として、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」とし、「教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なもの」と述べている。

③教科書選定における「調査要素と具体的な観点」

以上のことを踏まえると、各学校における教育が行われる必要があり、また、各教科の主たる教材である教科書の選定を行う必要がある。具体的には、次に示す「調査要素と具体的な観点」（以下「観点」）を念頭において、教科書を選定することが不可欠である。

(1) 観点の事例

以上の点から、各学校における選定の観点は、下記のような当該高校独自の観点がきわめて重要である。それは、次のような観点が不可欠だと思われる。

調査要素（内容の選択・全教科共通）

- ㊦日本国憲法の基本原理である民主主義、主権在民主義、国際平和主義などの趣旨に即した内容になっているか。
- ㊧子どもの権利条約、世界人権宣言などの国際条約などで謳われている子どもの人権を保障する内容になっているか。また、そのことを学ぶことができる内容になっているか。
- ㊨子どもの学習権にもとづき、子どもが自由かつ独立の人格として成長するために即し内容になっているか。
- ㊩アジアをはじめ国際社会における友好関係を深める趣旨に即した内容になっているか。㊪内容は公正かつ正確で、各教科分野における科学的研究成果が反映された内容になっているか。
- ㊫執筆者からの一方的押しつけではなく、こどもたちが主体的に問題解決を図るための学習ができ、関心をもって自ら学び、思考力・判断力・表現力を養う読解力、知識・技能を身につける内容になっているか。

歴史科目の具体的な観点

- ㉑内容は公正かつ正確で、歴史的事実に即した内容になっているか。
- ㉒歴史的出来事や事件を多面的、多角的に考察した内容になっているか。
- ㉓歴史の大きな流れが系統的に理解できるような内容になっているか。
- ㉔歴史的事実の羅列ではなく、歴史的諸事象が歴史的に形成されてきたものとして理解できるようになっているか。歴史的事実、状況に至る原因が正確、公正に書かれている内容になっているか。
- ㉕自国中心的になることなく、世界的な視野、とりわけ関係の深い東アジア史の中で、日本の歴史を位置づけ、捉えている内容になっているか。
- ㉖近隣諸国、諸地域、との歴史的関係が、事実に則して、客観的に書かれている内容になっているか。
- ㉗世界の諸国、諸地域、諸民族の歴史が公正かつ正確に描かれている内容になっているか。
- ㉘南北問題、戦争と平和の問題、さまざまな差別、抑圧の問題など、現代社会の抱えている諸問題の歴史的原因を探求し、理解できるような内容になっているか。
- ㉙人権、民主主義、平和、平等、反差別等、現代世界の重要な価値・理念や、それを支える制度が、どのような歴史過程の中で作り出されてきたか理解できるような内容になっているか。
- ㉚歴史の中に生き、歴史をつくってきた庶民、民衆の暮らしや文化が描かれ、また、さまざまな抑圧の中から諸権利を獲得していった努力やたたかいの過程が書かれている内容になっているか。

2、子どもたちの「判断力」育成に適した教科書の選定の必要性がある。

前記の調査研究を踏まえ、そのうえで、当該高校の子どもたちに最も適切な教科書を選定することが必要である。その際に、下記①～④に述べる理由から、子どもたちの「判断力」育成という観点からの教科書の選定がきわめて重要である。

①日本教育の課題としての「思考力・判断力・表現力」

OECD（経済協力開発機構、25カ国加盟）のPISA調査などの各種の調査で、「思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題がある」との日本の教育の問題点が明らかになった。

②高等学校学習指導要領の改訂で「思考力・判断力・表現力」の重視

これを受けて、文科省は、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校におい

て、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り込む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」（下線は、請求者）と高等学校学習指導要領を改定した。

③ドイツにおける「政治的判断力・行動力」の重視

ドイツのヴァイツゼッカー大統領は、「われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わり合っており、過去に対する責任を負わされているのであります。・・・・過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。」（荒れ野の40年—演説 1985年5月8日）と述べている。

ドイツ政府はこのような観点から、つまり、「人々の被政治的態度がナチズムを生んだ」との反省から、二〇世紀初頭、国家による「国民教科」として始まったドイツの公民教育を、戦後、市民ひとり一人の「政治的判断力・行動力」の獲得を促す政治教育へと変貌させ、歴史認識や右翼急進主義、マスメディアによる世論操作など、現実社会がかかえる問題を多様な視点から学ぶ取り組みがなされた。

たとえば、「政治歴判断能力」を子どもたちが身につけることが不可欠だと、法的拘束力をもちませんが、「学校における政治家教育のナショナル・スタンダード」に、「現実の政治的問題や決定を、民主主義の基本的価値と関係づけ、批判的に考察する能力。メディアが政治を演出する論理とメカニズムを文政する能力」などを求め（『ドイツの政治教育—成熟した民主主義への課題』87頁、近藤孝弘名古屋大学院教育発達科学研究科助教授、当時）、「ドイツの教科書に見られる大きな特徴として、一方的な解説はできるだけ避けて、子どもたちに自分で確認・考える作業をさせるように工夫されている」（『軍縮問題資料』黒田多美子獨協大学教授、当時）などにそれが示されています。

④『最新日本史旧版』は、特定の解釈を押し、「思考力・判断力・表現力」をつける教科書

たとえば、事実関係の不整合をこえて『最新日本史旧版』が強調しようとしているのは、ヨーロッパ人の「領土的野心」である。このことについては、鎖国の項では本文に「宣教師は・・・不況のため日本を占領する計画まで練っていた」と書いてだめ

押しをしている。ここまでくると、著者が秀吉の朝鮮出兵さえも防衛的行動であるかのように主張したいために、ヨーロッパ人の領土的野心を強調しているという、この本質が見えてくる。

つまり、この著者は、抽象的語句をあたかもそれが事実であるかのように何度も重ねることによって、自分の一方的な考え方を生徒に押しつけようとしているのである。

前記の理由から、近年の教科書は、子どもたちが自ら自分なりの歴史像をつかみとるように、具体的な事実を提示する努力が行われている。『最新日本史旧版』は子どもの読み取りの自由を保障せず、あやしげな説をもちだして、ひたすら自分の解釈を押しつけようとしている。

このことは承久の乱の記述に典型的に表れている。白表紙本では「承久の変」という古い表記を使い、乱の前に『新古今和歌集』編纂などの文化事業まで書き込んで後鳥羽上皇の改革を強調し、「一説には、上皇は三代将軍実朝とひそかに連絡を取り、鎌倉の武力も院のもとに再統制することを計画したが、実朝が暗殺されたので、上皇の計画は挫折したという」と注記までつけていた。「一般的とは言いがたい」「現在の学説状況に照らして、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている」という検定意見によって表記を訂正し珍説を取り下げたが、「山は裂け海はあせなむ世なりとも君に二心わがあらめやも」（金槐和歌集）という和歌をとりあげて、実朝が後鳥羽上皇に畏服していたことをしつこく強調している。

一般の授業では、ここでは北条政子の演説を通して鎌倉武士の主従関係のあり方を学習し、北条泰時の執権政治がそれを体制化していくことを学習する。ところが、この教科書は明恵が泰時に上皇の島流しは道理に背くと進言したエピソードをコラムでとりあげ、雅子は本文中で北条市を実家に持つ頼朝の妻として紹介されるだけである。このように承久の乱をあくまで皇室中心に描きたいという著者の姿勢が貫かれている。著者にとっては「建武の中興」にいたる皇室の権力奪回こそが、最も大切な歴史の筋道なのだろう。

かくて、『最新日本史旧版』の承久の乱の記述は、戦前の教科書かと思いがうばかりの皇国史観的解釈をおしつけ、高校生の歴史認識を歪める内容になっている。このように、歴史研究の成果を無視した一方的な解釈を、生徒に注入するという意図をもって編集されたのが『最新日本史旧版』なのである。（「徹底批判『最新日本史』編集 子どもと教科書全国ネット21を参照」）

高嶋伸欣琉球大学名誉教授は、中学校歴史教科書である『扶桑社版教科書』に関し、「判断力育成の教育に逆行」する教科書であると指摘している（事実証明書13 『愛媛新聞』2009年11月14日、『朝日新聞』2009年11月15日）。この指摘は、先に述べたように、『最新日本史旧版』にもそのまま当てはまる。

前記で、「調査要素と具体的な観点」として、「㊦執筆者からの一方的押しつけで

はなく、子どもたちが主体的に問題解決を図るための学習ができ、関心をもって自ら学び、思考力・判断力・表現力を養う読解力、知識・技能を身につけることができる内容になっているか」を示した。

また、「教育はそれ自体で人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段」とし、「教育は、人格の全面的かつ調和のとれた発達を促す人権であると同時に、自由と平等が保障された平和な社会の形成を実現するために必要不可欠なもの」として、子どもたちの「学習権」の根幹をなし、それは「生きる力」として不可欠な「判断力」の育成となるものである。

以上の点から、『最新日本史旧版』は、執筆者からの一方的押しつけがあり、「思考力・判断力・表現力を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する」観点から、きわめて不適切な教科書ということになる。

三、「採択変更」の所見に関して疑問がある

当該高校は、平成 25 年度から使用する「地理歴史科」の「日本史 B 科目」を、現在使用している『詳説日本史 改訂版』（山川出版社）から『最新日本史旧版』への変更を希望する「平成 24 年度使用希望及び平成 25 年度使用希望教科書一覧」（事実証明書 14）を県教委に提出した。同教科書は、「平成 24 年度使用 教科書目録（事実証明書 15）」に搭載されていない。すると、前出の「希望教科書について」の別紙 1「平成 25 年度使用希望教科書報告書等作成要領（事実証明書 8 の 2 枚目）」には、「① 平成 25 年度使用希望教科書のうち『平成 24 年度使用教科書目録』に搭載されていない教科書について『教科書研究の内容と観点』にもとづき十分調査研究し、その結果を・・・提出すること」とあることから、使用教科書を継続して選定した場合と比較して、より一層の「十分な調査研究」が求められる。

『最新日本史旧版』は、「平成 25 年度使用希望教科書報告書」にもとづき、教科書を選定する愛媛県教科書採択委員会の「教科書選定の基準」において、「(2) 昨年度採択されていない教科書で、今年度選定する者については、特に慎重に審議すること、(3) 使用希望校数の少ない教科書を選定する場合は、特に内容を詳しく検討し、選定の根拠を明確にすること」のケースに該当しますので、この点からも、当該高校の『詳説日本史 改訂版』（山川出版社）から『最新日本史旧版』への変更は、合理的かつ客観的理由が求められる。

ところが、当該高校が提出した採択変更を希望する『最新日本史旧版』の「平成 25 年度使用希望教科書報告書（事実証明書 16）」の「使用希望教科書についての所見」と愛媛県教科書採択委員会が作成した「平成 25 年度使用 教科書についての研究調査結果報告書（事実証明書 17）」における『詳説日本史 改訂版』（山川出版社）の「研究結果」との所見を比較すると、『詳説日本史 改訂版』（山川出版社）から『最新日本史旧

版』に変更を求める合理的かつ客観的理由が見出されない。

そればかりか、同報告書の当該高校の「内容についての総合所見 選定の所見」では、別紙1の『最新日本史旧版』の記述内容の具体的問題点で指摘した点を逆に評価する所見となっているなど、日本史の教員としての基礎的知識・認識を疑わざるを得ない所見が示されている。

四、検定合格本でも誤りがあり、適切な教科書を選定・採択する義務を県教委らは負っている

1、検定合格教科書でも誤りがある

文部科学省(以下、文科省)の検定を合格している教科書でも、高嶋伸欣琉球大学名誉教授が意見書(事実証明書 18)を述べているように、多数の誤記や事実と反する誤りがある。また、最高裁判所大法廷判決(1976年5月21日、旭川学力テスト事件)に示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」もある。

よって、検定に合格しているのであるから、どの教科書を選定し、採択しても問題はないということにはならない。当該教科書には、別紙1で指摘した多くの問題記述があり、歴史の事実と異なる記述や最高裁判所大法廷判決(1976年5月21日、旭川学力テスト事件)に示された憲法違反行為である「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制する」ものがある。

2、検定と採択の目的の違い

文科省は、次のように検定を行う必要を説明している。

「教科書検定の必要性

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されています。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校等の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しています。」(文科省のホームページより)

上記は、検定を行うことを必要とする理由であり、「検定に関する法規が法的に保護しようとしている利益」である。旭川学力テスト裁判の最高裁大法廷判決(1976年5月21日)を適応して解釈すると、「検定に関する法規が法的に保護しようとしている利益」は、

「一般に社会公共的な問題について国民全体の意思を組織的に決定、実現すべき立場にある国が、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能」ということになる。

一方、採択を行う理由及び法的利益は、検定のそれは異なる。つまり、「全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保」を目的として行なわれた検定を経た（合格した）教科書のなかから、(4)「当該採択地区ないし各学校の教育の実態に即した適正な内容の教育を受け得る」ための選択を行うことが、採択を行う理由であり、採択における法的利益である。

つまり、採択とは、国が、⑦「全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保」のために行った検定済み教科書のなかから、①〈複数ある教科書のなかから、個々の多様なニーズに即して、使用する教科書を選択する行為〉である。これが、採択における法的利益である。

よって、この採択の目的にもとづき、採択対象となっている複数の教科書のなかから、先の述べた観点を満たして適切な教科書であるのかを、適正かつ公正に選定し、採択する責務を県教委など採択に携わる者らは負っている。

結論

別紙1において述べたように、当該教科書の記述内容には、多くの問題点があり、歴史の事実に反する記述があり、到底当該学校の生徒の学習権を保障する適切な教科書でないことは明白である。

上記で述べたそのような当該教科書を希望した当該学校における希望教科書を決める手続、県教委採択委員会の当該教科書の選定手続、県教委における当該教科書の採択手続きにおいて、適正かつ公正な採択手続きに違法があることは明白である。

以上